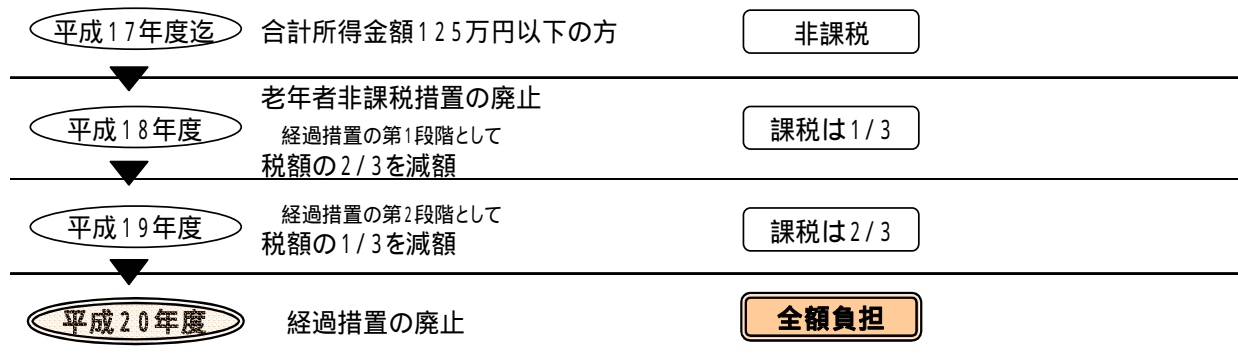


平成17年1月1日時点で65歳以上であった方

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

住民税の老年者非課税措置廃止の経過



モデルケース / 70歳単身 年金収入200万円(年額)

(単位:円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
住民税	非課税	19,900	37,300	37,300
・定率減税	-	1,500	-	-
・経過措置	-	12,267	12,434	-
所得税	34,800	34,800	17,400	17,400
・定率減税	6,960	3,480	-	-
合計	27,840	37,453	42,266	54,700
税額	27,800	37,400	42,200	54,700

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用
この他、均等割が課税されます。